

京都市告示第327号

京都コンサートホールの指定管理者である財団法人京都市音楽芸術文化振興財団から、京都コンサートホール条例第4条ただし書の規定に基づき、臨時開館について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成22年12月15日

京都市長 門川 大作

臨時に開館する日

| | | |
|--------------|------------|------|
| 平成23年1月4日（火） | 午前9時～午後10時 | 演奏会場 |
| | 午前8時～午後11時 | 駐車場 |
| | 午前9時～午後10時 | 事務所 |
| 平成23年2月7日（月） | 午前9時～午後10時 | 演奏会場 |
| | 午前8時～午後11時 | 駐車場 |
| | 午前9時～午後10時 | 事務所 |

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）